

第8期 第4回 練馬区循環型社会推進会議（発言要旨）

日時、場所	平成27年5月29日（金） 午前10時～11時35分 本庁舎5階 庁議室
出席者	出席委員名 11名 庄司委員、杉山委員、市村委員、大塚委員、佐藤委員 鈴木（収）委員、横谷委員、高橋委員、武田委員 五十嵐委員、教育指導主事 事務局 6名 環境部長、環境課長、みどり推進課長 清掃リサイクル課長、練馬清掃事務所長 石神井清掃事務所長

【次第】

- 1 開会
- 2 議題「リサイクル推進計画の審議について」
- 3 その他
- 4 閉会

議 事 内 容

○会長

これから第4回循環型社会推進会議を始めさせていただきます。
それではまず事務局から出席状況をお願いいたします。

○清掃リサイクル課長

本日は、5名の委員から欠席の連絡が入っています。会議は定足数に達しておりますので、成立をします。

また、机上で配付してあります平成27年4月1日現在の、第8期委員名簿をごらんください。裏面には事務局の幹部職員一覧を記載してあります。委員が変更になっていきますので、あわせてご報告をさせていただきます。

教育委員会事務局からの推薦者の教育指導主事が4月1日付の人事異動で変更になっています。

次に裏面をお願いいたします。事務局も4月1日付で幹部職員の人事異動がありましたので、ご紹介をいたします。

（事務局幹部職員のおいさつおよび紹介）

○会長

ありがとうございました。事務局の顔ぶれもかわりました。よろしくお願いたします。

それでは、審議に入っていきますが、その前に第3回会議の発言要旨についてですが、既に皆様には事前の配付があつて、2名の方から修正のお申し出がありました。修正したものについては、郵送をもって承認をいただいております。現在ホームページで掲載してございます。

議題に入る前に、本日の資料の確認をお願いいたします。

(事務局より、資料の確認)

○会長

それでは審議に入っていきたいと思います。

まず、今年度の審議、後ほど事務局から説明があると思いますが、練馬区第4次一般廃棄物処理基本計画が29年3月の次回改定の策定に向けて、今年度から動き出します。この循環会議の審議が大きな一つの役割かと思いますが、これに伴い第4次一般廃棄物処理基本計画の行動計画であるリサイクル推進計画を同時に改定していきます。第8期の循環会議では、このリサイクル推進計画を改定するに当たって、現在のリサイクル推進計画を資料として用いて、重点項目の見直し、あるいは各項目の必要性の審議を行っていきたいというふうに思っています。委員の皆様にはぜひ会議としての役割、区民目線での忌憚のないご意見を出していただきたいと思います。

ではまず事務局から、資料1の練馬区リサイクル推進計画の審議についてと、資料2の一廃計画とリサイクル推進計画の計画期間についての説明をお願いいたします。

(清掃リサイクル課長が資料1・資料2を説明)

○会長

今の説明についてご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

○委員

言葉の問題なんですけれども、「環境分野を受け持つ環境基本計画の下位計画」という、この四文字がひっかかるのです。何かほかにいい表現がないものかと思えます。

○会長

上位、下位の、「下位」という言葉が気になるということですね。

事務局で多分慣用的に使っているかとは思いますが、こういった計画の全体の体系の中で説明をしていただけますか。

○清掃リサイクル課長

環境分野全体というのは、「環境基本計画」にのっかって個別の計画を立てていきましょうという意味合いになります。おっしゃられるように下位計画ということではなく、個別の計画で、ほかに幾つかのものが環境部といたしましてはあります。書き変えるとすれば、「個別計画」という形での変更は可能かと思えます。

○会長

これについて、皆さんのお考えはどうでしょうか。どうぞ遠慮なく自由に発言をお願いします。

○委員

「下位」というのは、いろんな意味にとられてしまうので、私も個別計画の方がわかりやすいかなと思います。

○会長

ほかにございますか。事務局でも個別計画、それにかわる言葉として、検討していただけますか。

○清掃リサイクル課長

検討させていただきます。

○会長

ほかになにかございますか。また今後この次の見直しの中で、いろいろ出てくると思いますので、またその中で出していただくことにしますが。

では次、引き続いて資料3の方の説明に入ってよろしいでしょうか。

(はい)

○会長

では、資料3の説明を事務局からお願いします。一遍に通していっても、聞き終わるころ、最初に何が合ったか忘れてもいけないので、少し細かく2ページずつ説明していただくということによろしいでしょうか。

(清掃リサイクル課長が資料3の1～2ページを説明)

○会長

区切って説明をしていただきました。今の説明についてご質問、あるいはご意見ございますか。どうぞ。

○委員

1ページの取組内容の5で、地域単位の青空集会の実施をというところですか。これにつきまして、出席者は任意だと思えるのですがけれども、消防法では防火管理者というのは30戸以上のマンションでは置かないといけないという法律上のルールがあったと記憶しているのですがけれども、ごみの場合、そういうルールは決まっていなそうですね。だからそういうことがあれば、もう少し意識が高まるのかなと思います。もう少し区民の意識を高める意味で、法整備というのですか、条例でやるとか、そういうことができないだろうかかなと思います。

○会長

防火管理者、消防法上のいろいろな仕組みに似たようなものとして、ごみの関係でも何かつくれたらどうなのかというご意見ですか。

○委員

そうです。

○清掃リサイクル課長

まず集積所で、青空集会は行われています。集積所というのは、基本、地域にお住まいの住民の方が管理することになっています。地域の方々が集積所の場所を決めていただいて、設置届というのを清掃事務所に申し出ていただき、お出しいただいたときから収集が開始するということになっています。ただ、ここで言う青空集会ですが、その集積所の管理がなかなか適切に行われにくい状況があって、分別がされていないとか、違う日に出されているとか、そういったときに地域の方々のところに向いて、集積所をご利用の皆様を対象に分別の方法をご案内したり、それから収集日をお知らせしたりというようなことが中心の内容になっています。

マンションですが、条例に基づき廃棄物管理責任者というものを置いてもらっています。大規模建築物については建設時に届出をしてくださいますということで、ごみは集積所ではなくて、ごみの保管庫が大きいところは入っていますので、その状況も含めて確認をした上でやっていただいているということです。条例できちんと定めをしています。

○会長

ほかにございますか。どうぞ。

○委員

啓発活動の中に、照姫まつりのときにアンケート回答者にLED電球を無料配布したと、すごくいいなと感じたのですが、この効果はどうでしょうか。

○環境課長

環境課長です。

数にしますと、およそ1万個、夏の時期にお配りしました。これは効果というよりも、ちょうどLED電球が出始めの時期だったものですから、これを知っていただくという意味合いで、実施したものです。それ以降は大分普及してきているということもありまして、お配りしてはいないのですが、配布者も1万人を超えていますので、契機にはなったと思います。

○清掃リサイクル課長

補足です。先ほどご説明が足りませんでした。これは照姫まつりではなくて、環境月間行事の中で、LED電球はお配りをさせていただいています。

○会長

ほかにご意見、ご質問含めてありますか。

(なし)

○会長

それではまた後に出していただいて結構です。とりあえず次の説明に続けてもらいます。お願いします。

(清掃リサイクル課長が資料3の3～4ページを説明)

(環境課長が資料3の4ページのこどもエコクラブを説明)

○会長

環境教育・環境学習というようなことに関連しての報告でしたけれども、皆さんご意見、ご質問ありましたらお願いします。

質問なのですけれども、先ほどこどもエコクラブのご説明をいただきましたけれども、指導者というか、それをしている方はどういう方なのですか。

○環境課長

大まかに申し上げますと、二つありまして、一つはクラブの中のサポーターということで、これはどなたでもなれて資格は要りません。もう一つはこどもエコクラブの事務局で、サポーターやコーディネーターと呼ばれる方がいらして、それぞれ得意な分野をお持ちです。交流会であるとか、少し大き目のイベントのときに、その方を派遣して活動されていると伺っています。

○会長

その事務局というのは、区ごとにあるとか、都にあるとかではなくて、こどもエコクラブ全体の事務局ということですね。

○環境課長

先ほど環境省が始めたと申し上げましたが、実際にこの事業を行っているのは、公益財団法人日本環境協会というところで、その中にこどもエコクラブの全国事務局というのをつくっております。それぞれ地方ごとに事務局がありますが、基本的にはここが中心になって、いろいろな事業をサポートしていると聞いています。

○会長

練馬区でもこどもエコクラブが現在でも幾つかあるのですよね。それは区がどのような形でかかわっているのですか。

○環境課長

こどもエコクラブに対しては、練馬区から今のところ直接何かしているということはないです。こどもエコクラブから事務局に問い合わせがあるときに、区にご連絡をいただいて、区からかわりにお聞きして返すというような、中継的なかわりをしています。

○会長

練馬区にあるこどもエコクラブについては、区が指導的につくってということではなくて、区の中で任意的にできたものがあるということなのですね。取り次ぎとか、そういった協力はしているという位置づけですね。

○委員

子どもを対象とした事業というのは、環境省が最初は旗振りをして、そのときは燃え上がるのです。早い話が例えば23年度と25年度を見ても、保育園が23年度で3,812名、54の保育園です。それがもう3年後には約900名も減ってしまうというのが実態なのです。今のこどもエコクラブについても、最初はそれなりにできるのですが、続かないのです。確かにその原因を突き詰めていくと、現場の指導者に問題がある。それからその指導者自身の子どもが大きくなって卒業してしまうと、疎遠になってしまう。その繰り返しです。ですから、環境学習を毎年同じ考えで同じことをやっても、長続きしないと思います。

区の行政の一環としてやるのであれば、それなりの方針を立ててやらないと、過去やっていたから今年もやるで続けていると、新しい前川区政のもとで切り捨てられてしまうということにもつながってくるのではないかな。毎年新しい企画を考えながら積極的に打ち出していかないと、小学校でこそ6年ですが、中学は3年ですし、高校になったらそれどころではありません。そうすると小学校の高学年の3年間と、中学のせいぜい1年か2年です。ほかのことで子どもたちも忙しいということで、この辺をどこまで力を入れていくべきなのか、ちょっと考えた方がいいのではないかなという感じがします。

○会長

ほかに、環境教育、こどもエコクラブを含めてご意見ありますか。

委員からご意見があったように、こどもエコクラブは区が直接育成とかにはかかわってなくて、区民サイドから任意的に出てきたものについて、出てくれば支援するよという程度のことですが、それではなかなか育っていかず、数字も減っているようなのです。この辺は区として今後どのように考えていらっしゃるのか、それから幼稚園や保育園での環境教育は、積極的に区がかかわってやっていらっしゃるのですけれども、この数字が減っているというのは、区のやり方がいいとか、悪いとかということではないですが、変化があってそうなっているのか、あるいは園児数がそもそも減っているからだとか、外部的要因なのか、その辺はいかがでしょうか。

○環境課長

まずこのこどもエコクラブにつきましては、もともと国がやりまして、それを区が支援するという形をとってきました。本当にこのままりサイクル推進計画に位置づけて進捗管理していくということが、果たしてふさわしいのかどうかというのは、今後考えなければいけないと思っています。

私は前任はみどり推進課長でしたが、子ども向けの環境学習の機会が必要だと思っていました。特にみどりに関しましては、先日発表されました「みどりの風吹くまちビジョン」の中でも、体験型学習を充実するといった位置づけをしています。

幾つか挙げさせていただきますと、区内の幾つかの憩いの森でカブトムシの幼虫を育ててみようとか、カブトムシをその森に放してみようですとか、大泉町の中里郷土の森緑地でホタルの育成を始めました。かつてホタルがいた環境をもう一度見てもらう目的です。樹林地につきましては、4月に羽沢にこどもの森緑地という場所ができましたが、そこで実際に樹木とか自然を使って遊ぶという体験を通じ、結果として自然環境の大切さということを知っていただくということを行っています。こうした体験型の事業にシフトしています。

こどもエコクラブは国の仕組みということで出させていただきましたけれども、区としては環境部門についても子どもに実際にさわってもらったり、使ってもらったりというようなことで訴えかけをしていくという方向に力を注いでいきたいと思っています。

○会長

例えば進捗状況、こういった評価の中で、今おっしゃったようなことは文字面からは読み取れないので、今後の評価の視点として、そういう項目を少し入れたらいかがなのかと私は思いましたけれども。ほかに皆さんご意見ございますでしょうか。

○委員

ふれあい環境学習についてなのですけれども、私の娘が今年4年生で、ちょうどふれあい環境学習を受けてきました。今年もすごくいい内容のパンフレットをもらってきました。ごみの分け方・出し方とゆくえとか、ごみがどんなものになるとか、処分場があとどのぐらいもつかとか書いてあるのですけれども、今中1の息子が4年生のときもこういうパンフレットは持って帰ってきました。私がちょうどPTAの広報部員ということで、取材に入らせていただいたのですけれども、環境学習はすごくいい内容で、とても一生懸命職員の方も対応してくださって、感動しました。残念なことに息子のときも娘のときも、この授業が保護者に公開がされていなくて、保護者も自由に見学できますよという内容を、区から学校長に促していただけるといいのかなと思います。

○清掃リサイクル課長

今のふれあい環境学習ですが、学校によっては公開授業にあわせてやってくださいということをやっているところもございます。保護者への公開は各学校の方針に起因しているのかなと思っています。

○委員

学校現場は区立小・中だけで99校あります。はっきり言って副校長次第です。校長会で何か案件をお願いすると学校に戻って副校長に報告したとして、副校長がそれを真剣に取り組んでくれるところと、そのままごみ箱に入れてしまうところと、実は半々ぐらいなのです。教育委員会が幾らお願いしても、現場につながらない。最大の理由は学校の先生の人事権が練馬区にないからです。東京都教育委員会に権限があるからなのです。

学校を通してのお願い事というのは、本当に学校の方針による違いがあるというのをよく知っておいていただきたい。

○会長

学校教育制度のあり方の問題が出てきましたけれども、制度的には大きな一つの障壁にはなっているのでしょうか。

ほかに皆さんの方で何かご意見、ご質問ありますか。

○委員

清掃事務所がやる環境学習は本当に評判いいです。子どもたちにもわかりやすいし、やはりパッカー車の中身が見える。これは子どもたちにとっては一番の興奮する材料なのです。ですから、今日は清掃事務所から来られていますけれども、ぜひもっと強力にやっていただきたい。父兄を相手にしないで、子どもたちだけでいいです。先生がそれに協力してくれれば十分です。

○会長

確かに、子どもが学ぶごみを通して親が学ぶというのは、非常に多いというのはいろいろ聞いています。ほかに何かご意見ございますか。

○委員

二つございまして、一つは今お話いただいた子ども向けの学習については、体験型ということでお話をいただきましたので、それはすごく素晴らしいことだと思います。私ども東京環境保全協会では、災害訓練のときにパッカー車を出させていただいて、子どもたちに東京環境保全協会のユニフォームの小さいものを着てもらい、パッカー車に乗っていただきます。写真を撮り、うちわに張りつけてお渡ししていて、大体毎回すごい行列になります。そういう意味では、非常に体験型という方向に持っていくというのは、素晴らしいことだと思います。

それから二つ目なのですが、1ページの下から進捗評価のすぐ上の5番、地域単位の青空集会の実施を、ごみの分別の悪い集積所を対象として充実するとなっています。これも大変素晴らしいことだと思います。

私ども毎日毎日台風が来ようが雪が降ろうが、家庭ごみの収集させていただいているわけなのですが、時々いまだにガスボンベがごみの中にまざってしまっていて、パッカー車で巻き込んだときに、摩擦熱でガスボンベに火がついてしまい、車内の火災が起きる。それを修理すると80万ぐらいかかる。収集ができない状態にな

ってしまいます。

例えばガスボンベがごみの中にまざっているとか、かみそりが入っているとか、いろいろあるわけです。ですから青空集会を実施していただくのは大変ありがたいことだということと、分別の悪い集積所と、いい集積所の区別はどういうふうに行っているのでしょうか。私どもも参考にさせていただきたいと思ひまして、お尋ねをしたいと思ひます。

○清掃リサイクル課長

先ほども申し上げましたけれども、集積所はあくまでも住民の方々の自主管理です。収集に行ったときに分別がされていなかったり、違う出し方をされていたり、違う曜日に出ていたりという区民の方から困っているというような相談をいただいたりします。清掃事務所の地域係で、現場の実態にあわせた形で、各集積所に赴き、実際に出しているであろうという方にもお会いして、個別にお話をしたり、全体でお話をしたりというような形です。

先ほど、ふれあい環境学習の件数が減っているというようなお話がありました。3ページになりますが、総数で言いますと、受けた人員で申し上げますと、25年度が1万447名なのです。24年度は9,892名、23年度は1万434名ということで、横ばいです。ここの数値ですけれども、必ず小学4年生でやりましょうということが、全校の取り組みになっています。ただし、保育園・幼稚園はあくまでも任意です。清掃事務所から園に環境学習を一緒にやらせてほしいということでお願いにあがったりということで、年間のスケジュールの中でやれる園数というのは上下しているというのが現状です。ですので、ここの部分についても年間のカリキュラムの中に組み込まれて、毎年行われているところもあれば、そのときの園の状況で今年はお休みしたいとかいう状況もありますので、概ね小学校・幼稚園・保育園については、全施設にふれあい環境学習についての周知はできていますけれども、年間計画の中でできるか、できないかについては推移しているというのが現状です。

○会長

ほかにもあるかと思いますが、時間の関係もありますので、とりあえず5ページ、6ページを説明していただきます。

(清掃リサイクル課長が資料3の5～6ページを説明)

(環境課長が資料3の6ページの環境管理実行計画を説明)

○会長

ご質問、ご意見ございましたらどうぞ。

○委員

2点ございまして、一つは練馬区はISO14001というのは取得しておられるのですか。これはそれなりに効果がある基準なのかどうか。もし取得していなかった

ら、デメリットがあるかもしれませんが。

それとコンポストというのは、一般の家庭は置く場所も大変だなという感じがするのですけれども、余り伸びていないですね。置く場所がない家も結構あるのではないかなという気もしましたし、現在の家族構成では、どこまで進められるのかという気もしますので、見直しが必要かなという感じがします。

○環境課長

I S O14001につきましては、練馬区では平成13年11月に認証を取得しまして、取り組んでまいりました。一番取り組みを始めて大きかったことというのは、いろいろな仕組みづくりをしっかりと文書化して、その文書に基づいて手順を決めて、みんながそれを見ながら取り組んでいくという仕組みづくりの重要性への再認識だと思います。なかなか一つ一つ手順をつくって取り組むということは、これまでもあったのですけれども、トップダウンで進捗を全部記録に残して、その記録をもとにしっかりとその仕組みの中で管理していくというのは、当時としては珍しい形だったと思います。いろいろな事業のP D C Aサイクルを回していくということで、非常に大きな影響を与えた認証取得だったと思っています。

平成23年度にI S O14001の認証につきましては返上いたしました、といいますのは、その取り組みにつきましては、ほぼ区の中で定着してきたということが一つと、区の中で同じような仕組みを別につくりまして、区の内部的に管理をすることが十分できるのではないかとということで、認証は今取っておりません。衣がえをする形で、基本的には同じような仕組みを、環境管理実行計画として、その仕組みにのっかっていろいろな環境保全活動をしていこうということで、今取り組んでいるところです。

○清掃リサイクル課長

コンポストですが、既にお渡しをしております「更なるごみ減量に向けた3 Rの取り組みについて」という前期の答申の中でも、区民アンケートを行いました。助成制度を受けられた方に、ご購入後、使い勝手はどうですかとか、ずっと使い続けていますか、というようなことをお伺いしています。生ごみ処理機の電気代がかかるとか、もう買ったけれども使わなくなったとか、そういったようなことがあります。コンポストについてもやはり置く場所がないとか、でき上がっても用途がないとか、あと虫がわくのもうやらないとか、色々な意見があります。

家庭における生ごみの減量に向けて答申の中でも、家庭用生ごみ処理機・コンポスト化容器のあり方を今後もっと視野を広げて、消滅型の家庭用生ごみ処理機なども出ていますし、助成制度についても見直しをして、検討していきましようという提言をしているところです。

○会長

今I S Oの話が出ましたけれども、I S Oは詳しい分野だと思うので、区は認証を取りやめたということでしたが、最近の全体的な傾向としては、どうなのでしょう。

○委員

I S O 14001につきまして、現状でいいますと、I S O 14001の国際規格ができたのは1996年だったのです。そこから日本でも認証取得されるところがどんどん増えてきて、ウナギ登りに増えてきたのですが、5～6年ぐらい前から、大体全国で2万件ぐらいのところまでとどまって、最近は微減という感じで、やや減りかげんという状況にあります。

では、なぜそれ以上増えないのかということにつきましては、先ほどおっしゃいました、もうそれぞれの組織の中で、練馬区でも定着化してきたのでというようなお話がありましたけれども、いろんな企業で特に認証取得はしなくても、組織の中でうまく回せるということもあると思います。それからちょっと聞く話では、特に建設関係とかに、従来はI S O 14001を取っていると、入札とかちょっと有利な条件として使えたのだけれども、もうそういうものはなくなってきたので、そういうインセンティブが最近はやっと減ってきたかなというようなことは聞いています。それとやはり不景気になってくると、認証取得にも費用がかかりますので、コストカットということもあります。最近は認証取得の件数そのものは微減というぐらいですが、全国的には大体2万件ぐらいで推移しているという状況です。

1996年にできた国際規格は、2004年に一度見直しされて、部分的に変わりました。今年また新しいといえますか、抜本的に変わってしまうということではないのですが、規格の見直しがされて、新しい規格が出ると言われていますので、早晩今年中にはそういうことになると思います。

○会長

ありがとうございました。全体の傾向としてご参考になったかと思います。ほかに何かご意見、ご質問ありますか。なければあと最後の2ページ、説明していただきます。

(清掃リサイクル課長が資料3の7～8ページを説明)

○会長

ご意見、ご質問等がありましたらどうぞ。全範囲にわたっても構いませんので、出してください。

○委員

学校での教育というのは、ものすごく重要だと思うのですがけれども、カリキュラムというのは誰がつくっているのですか。都教委ですか。

○教育指導主事

教育指導課です。私自身も実際教員をやっております、いずれは学校にまた戻る立場なのですがけれども、基本的にどの学校もですが、学習指導要領にのっとって、ごみの学習は4年生でやりますと決められています。ここから外れることは

ないので、ふれあい環境学習も4年生の子どもたちに対して行われています。

こういった環境学習を展開できる場として考えられるのは、理科でも部分部分を扱うことはできるのですが、一番大きな総合的な学習の時間というのがあります。年間70時間やれる機会があるのです。その時間は学校がどういったことに重点を置いていくかというのは、学校に任されています。例えば国際理解にしようとか、環境にしようとか、栽培にしようとか、いろんなジャンルがあります。環境教育に学校が興味がないとか、行っていないかということに温度差があるかといったら、もうなくなってきているということは確実に言えます。必ず4年生でもやりますし、環境と騒がなくても、ごみの分別、エアコンの使い過ぎをしないことも当たり前で、子どもたちの頭も当たり前になっているところだと思っています。ただし実際の勉強は4年生がやるので、1、2、3年生は学校現場ではごみの分別はできていないという事実があります。

先ほど、ふれあい環境学習を保護者が見学できたらというところがあるのですが、これは基本的には校長の裁量です。校長が保護者も呼ぼうと言えばそういうことになりますし、副校長の責任という話もあったのですが、ふれあい環境学習を保護者への啓発の場というふうな頭に学校はなっていません。基本的に4年生が勉強した学習を、まとめる学習に活用させてもらっていたりとか、深める学習に活用させてもらっていて、保護者を呼ぶというのは、思いがないとかではなくて、そういう発想がないかと思います。ここについては教育指導課も保護者を呼んでくださいという働きかけは一切していません。

それから教育指導課のことではないのでわからないのですが、ここを希望しますと学校を希望します。それが合致する場合としない場合があるのです。例えば学校公開の日に保護者を呼びたいと希望を出しても、そこにちょうど当たらないで、来てもらえないという学校もあるので、一概に学校の思いが足りなくて、そういう差が出ているというふうにも言い切れなかなと思っています。

ただし、学校は今「開かれた学校」と言われているとおり、保護者がいつ行っても受け入れる体制になっています。なので、ぜひそういった学習に子どもたちがどんな勉強しているか見学したいとか、一緒に参加したいということであれば、非常にそれはいいことだということを学校も認識しているので、歓迎されるのではないかなと思います。

○会長

ほかに何かご意見、ご質問ございますか。どうぞ。

○委員

先ほどのお話の中に、レインコートを傘にするとか、そういうことの子どもの体験など実際に身でもって覚えることというのが、すごく大事ですよというお話がありました。若い世代とか現在核家族が多いので、おじいちゃん、おばあちゃんから、知恵として伝わってこないというところが結構あります。再利用ということで、昔の人なら着物をほどいて、ああしたこうしたということも伝わってきません。結局もう使えないから捨ててしまうという形になります。再利用の仕方を伝えてく

ださる拠点づくりみたいなリサイクルセンターで、いろんな物をつくりましょうと区報では見るのです。でも、やはり遠いとなかなか行けなくて、今度関越の下にできますので、地域の方が利用しやすくなるというのではとすごく感じました。期待しています。

○会長

ほかにご意見ありますか。皆さんが考えている間に私の方から。冒頭の配布資料の説明のときにもありましたが、A4の1枚、これは私がお願いをして今日出していた資料です。「3Rについての取り組みの課題」という表題になっています。それをテーマに考えて出した資料ではないのですが、真ん中の表のごみ量のところを見ていただきたいのですが、区民1人1日あたりの発生量という形で収集ごみ量、資源量等内訳が出ています。発生量は全体で724gで、収集ごみ量というのは、家庭から出るごみの資源量を除いた部分とお考えいただければいいのですが、21年度の収集ごみ量が551gで、資源量が173gという内訳です。21年度から目標値の32年度と、それからこのデータが最新の24年度だと思えますが、24年度の資料が出ています。

これを見ていただくと発生量全体ではもちろん減っているのですが、目標値も減らすということでやっています。21、24年度の実績で見ると、収集ごみ量も減っています。ただ資源量はこれで見ると、それほど減っていないです。ここの数値の問題を言っているのではなくて、全体のごみを減らすということ、発生抑制というのは今までの評価の中でもありましたけれども、収集ごみ、資源を含めて全体の伸びを減らすということがごみ減量の一番の目的になっています。どこの市町村でもこの数値を発表していますが、この発表の仕方が市町村によって若干変わっています。23区は概ね1人1日あたりごみ量というときに、この収集ごみ量だけを出しているところが多いです。資源量も出して、全体の発生量という形で出してはいるのですが、人に言うときに練馬区のごみ量は1人1日あたり551gですとなります。私の住んでいる目黒では目黒区の1人1日あたりごみ量はやはり五百何十gという数字です。

環境省が全国データで出している場合、1人1日あたりごみ量は全部資源量までも入って出しています。ですから資源量が、1人1日あたりごみ量に入っていると、入っていないとでは、大幅に違います。資源量を除いたごみ量の増減だけでごみが減っているのかと、簡単には評価できなくなります。

分別を徹底するということは、全てのごみの基本ですけれども、分別を徹底してリサイクルが多くなってくると、狭い意味でのごみは減ってきます。家庭から出るごみのうち、清掃工場へ持っていく、あるいは埋立処分場へ持っていくごみは大幅に減っても、全部それが資源ごみで出ているのだとしたら、ごみは減っているのかということです。

ごみは全体として減らすというのは、最終的には大きな課題だと思います。この資料は委員の皆さんにも区から配られています。去年の前期の循環会議で「更なるごみ減量へ向けての3Rの取り組みについて」という諮問に対する答申の内容です。次回からは本格的な、次の計画改定に向けての議論になります。分別を徹底する、

再利用をいろいろ考えるというのも、とても大事なことですけれども、それだけではごみの発生量そのものは減りません。ごみの発生量そのものを減らしていくにはどうしたらいいか。こういう視点も念頭に置きながら、議論していかなくてはいけないのかなと思います。

追加でお話ししますが、今この表の一番下に事業系持込ごみ量というのがあります。これは事業活動から出るごみなので、目標も余り変わっていません。でも事業系ごみの割合はごみ量全体の中で非常に高いです。これを減らしていくということもこれからの大切な取り組みなのだけれども、実は事業者責任だからということで、事業系ごみは事業者対策だけでやっていくというのが、今までの考え方なのです。事業系ごみも決して事業者の責任だけの問題ではなくて、家庭ごみの裏返しですから、事業系ごみを減らすのは、事業者が考えていかなければならない問題であると同時に、区民一人ひとりも考えていかなければならない。

家庭から出る生ごみが随分減っています。外食の機会が昔に比べて多くなったとか、冷凍食品や加工食品が増えたことにより家庭での調理する機会が減ったことで、生ごみが形を変えて飲食店から出ているわけです。これは家庭から出るかわりに事業系から出ているのです。事業系ごみを減らすということは、区民は事業者の責任で考えてくださいと投げかけられる問題ではないのです。これからの仕組みの中では考えていかなくてはいけないのだろうと思います。

ほかに皆さん、何かご意見ございますか。

○委員

今のこの資料の平成32年度の目標値、資源量は198と、25増やすとなっているのですけれども、これはかなり無理があるのではないかと思います。現状で古紙に関しても、年々発生は減っているのが現状でありまして、例えば新聞におきましては、去年読売新聞は1,000万部あったのですけれども、現時点で今910万部とかなり減っています。製本業界も、本は要するにたくさんつくっているわけですが、返本率が年々増えている状態です。市場に本が出回っていないというのが現状なのです。ですから、この目標の数字というのは、かなり私は無理があるのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○会長

今のことに絡めて、皆さん何かお感じになったこと、ご意見ありますか。

生活形態、事業形態が変わってくれば、ごみは当然出かたは変わってきます。だからごみの減量ということを念頭に置きながら、仕組みづくりをこれからしていかなくてはならないと思います。非常に世の中の移り変わりが大きいのですから、向こう10年間の計画を立てるということは、なかなか大変なことです。ですから5年間で中間見直しをしましょうということになるのだろうと思いますけれども、その辺のことはこれからの会議の中で、大きな課題になると思います。

○委員

今の資源量、新聞・雑誌等々の減少は本当に大きいです。それから、古着は衣が

えの季節には集中的に出るのですが、段ボールと変わらないぐらいの重量なのです。集団回収の品目にも入っていますが、練馬区の古着の扱いについては、まだまだ改善の余地があると思うのです。

古着をわざわざ決められた日に持ち込んでいかなければならない。ところが古着は重いのです。決められた場所に持ち込むというのは、容易なことではありません。回収業者によっては、段ボールと同じように回収してくれます。そうすると6円の助成の対象にもなります。古着については、回収業者も練馬区から同じ6円の助成対象になるということで、この資源量のところでは、発想の転換を図って、紙類は今後ますます減っていきませんが、衣類の回収について工夫をすれば、資源量の確保というのは、決して不可能ではないのかなと思うのですけれども、いかがでしょう。

○会長

それに絡めて何かありますか。

○委員

古紙、紙の方は再販のマーケットというのが比較的存在して、世界的に流通もしていると思うのですけれども、古着というのは誰かが仲立ちしないと外へ出ていかないのではないですか。古着の輸出というのは聞いたことがないなと思ひまして。

○委員

それほど知られていないということなので、PR不足なのです。古着は物によってそのままクリーニングされ、そのまま使えるものについては、後進国に持っていくということもあります。そうでないものについては再利用ということで、再び繊維に生き返るということにもなります。現状は、大分まだ可燃ごみの中に入っているのです。それはなぜかという、決められた日時に決められた場所にしか持っていけないからです。回収の方法にネックがあるのだと思います。

○会長

古着の問題もいろいろあるかと思ひます。手元にデータがないので詳しくは言えないのですけれども、私の知る限りでは、日本はいわゆる先進国という比較で見ると、衣料の再利用は非常に低いです。最近のデータは知りませんが、数年ぐらい前までのデータを見ても、11~12%と、かなり低いです。それに対して、外国の場合、例えば韓国でも数字ははっきりしていませんが、3分の1とか半分近くの再利用率が出ていたと思ひます。少なくともヨーロッパはかなり高く、30~40%、50%という再利用率が数字的には出ています。やはり回収の仕組み、生活習慣とかいろいろな問題もあると思うのですが、その辺も今後の課題として検討していきたいと思ひます。

具体的な審議の内容は次回から個々に深めていきます。事前に配られる資料がありますから、お目通しいただいて、次回以降の見直しの中で、また大いに議論をしたいというふうに思ひます。

ということで、今日はよろしいでしょうか。

(なし)

○会長

では、事務局に次回以降のスケジュール等の説明をお願いします。

○清掃リサイクル課長

事務局です。まずスケジュールの前に、今日皆様方にご説明させていただきましたリサイクル推進計画の中身ですが、事前に委員になられましたときに、第3次一般廃棄物処理基本計画の青い本をお渡ししました。ここの中に計画立てですとか、重点的取り組み項目、継続する取り組み項目というようなことで解説が載っています。この順番の柱立てで、次回以降次の柱立てというような形で、順次その中でのご議論をいただくというような進め方になろうかというふうに思います。基本的な導入の部分について、説明し切れないところもあろうかと思しますので、何かわからなかったときには、ごらんをいただければ、何かの一助になるかなというふうに考えていますので、よろしく願いいたします。

次回、第5回循環型推進会議でございますが、現在のところ日程は確定をしておりません。8月の下旬および9月の中旬ということで現在予定をしています。日程が確定次第、皆様方には追ってご連絡をさせていただきたいと思しますので、どうぞよろしく願いいたします。

○会長

次回は改めて事務局から通知をしてもらうようにいたしますので、ご予定いただきたいと思えます。

では本日の会議は終了させていただきます。どうもお疲れさまでございました。